

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)(先議)要旨

本法律案は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に資するため、社会保険労務士について、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を行うことができるようにする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、社会保険労務士業務の拡大

1 紛争解決手続代理業務について次の業務を加える。

イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づく調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。

ロ 都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

ハ 個別労働関係紛争(紛争の目的の価額が民事訴訟法第三百六十八条第一項に定める額(六十万円)を超える場合には、弁護士が共同受任しているものに限る。)に関する民間紛争解決手続であつて厚

生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

2 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争調整委員会におけるあっせんの手続の代理及び1の業務（以下「紛争解決手続代理業務」という。）は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた社会保険労務士に限り行うことができる。

3 紛争解決手続代理業務には、紛争解決手続について相談に応ずること、当該手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと及び当該手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結することが含まれる。

二、紛争解決手続代理業務試験の実施

紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために行う。

三、労働争議不介入規定の削除

社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行の日から施行する。